

中間とりまとめのためのたたき台(4)

第1 成年後見等関係事件の国際裁判管轄

- ① 裁判所は、成年後見等（注1）に関する審判事件（三にあっては、後見等開始（注2）の審判事件を除く。）（注3）について、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。
- 一 成年被後見人等（注4）となるべき者又は成年被後見人等の住所又は居所が日本国内にあるとき
 - 二 成年被後見人等となるべき者又は成年被後見人等が日本人であるとき
 - 三 日本において成年被後見人等について後見等開始の審判があったとき
- ② 裁判所は、①に規定する場合のほか、外国人について、日本における成年後見等の事務を行う者がいないときなど、当該外国人又はその財産の保護のために必要があるときは、成年後見等に関する審判事件について、管轄権を有するものとする。（注5）

（注1）「成年後見等」とは、成年後見、保佐又は補助を指すものとする。

（注2）「後見等開始」とは、後見開始、保佐開始又は補助開始を指すものとする。

（注3）単位事件類型としての「成年後見等に関する審判事件」とは、後見等開始の審判事件（後見開始、保佐開始及び補助開始の各審判事件。家事事件手続法別表第1の1の項、17の項及び36の項。）、後見等開始の審判の取消しの審判事件（後見開始の審判の取消し、保佐開始の審判の取消し及び補助開始の審判の取消しの各審判事件。同法別表第1の2の項、20の項及び39の項。）並びに次のカッコ内の各審判事件（成年後見人の選任、成年後見人の辞任についての許可、成年後見人の解任、成年後見監督人の選任、成年後見監督人の辞任についての許可、成年後見監督人の解任、成年後見に関する財産の目録の作成の期間の伸長、成年後見人又は成年後見監督人の権限の行使についての定め及びその取消し、成年被後見人の居住用不動産の処分についての許可、成年被後見人に関する特別代理人の選任、成年後見人又は成年後見監督人に対する報酬の付与、成年後見の事務の監督、第三者が成年被後見人に与えた財産の管理に関する処分、成年後見に関する管理の計算の期間の伸長、保佐人の同意を得なければ

ばならない行為の定め、保佐人の同意に代わる許可、保佐人の同意を得なければならない行為の定め、審判の取消し、保佐人の選任、保佐人の辞任についての許可、保佐人の解任、臨時保佐人の選任、保佐監督人の選任、保佐監督人の辞任についての許可、保佐監督人の解任、保佐人又は保佐監督人の権限の行使についての定め及びその取消し、被保佐人の居住用不動産の処分についての許可、保佐人又は保佐監督人に対する報酬の付与、保佐人に対する代理権の付与、保佐人に対する代理権の付与の審判の取消し、保佐の事務の監督、保佐に関する管理の計算の期間の伸長、補助人の同意を得なければならない行為の定め、補助人の同意に代わる許可、補助人の同意を得なければならない行為の定め、審判の取消し、補助人の選任、補助人の辞任についての許可、補助人の解任、臨時補助人の選任、補助監督人の選任、補助監督人の辞任についての許可、補助監督人の解任、補助人又は補助監督人の権限の行使についての定め及びその取消し、被補助人の居住用不動産の処分についての許可、補助人又は補助監督人に対する報酬の付与、補助人に対する代理権の付与、補助人に対する代理権の付与の審判の取消し、補助の事務の監督並びに補助に関する管理の計算の期間の伸長の各審判事件。同法別表第1の3の項から16の項まで、18の項、19の項、21の項から35の項まで、37の項、38の項及び40の項から54の項まで。これらは、後見等開始の審判により行為能力を制限された者を保護するための措置ということができ、以下、便宜上、「保護措置に関する審判事件」という。)をいう。なお、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

(注4)「成年被後見人等」とは、成年被後見人、被保佐人又は被補助人を指すものとする。

(注5)本文②のような規律の要否及びその内容については、引き続き検討をする。

(注6)保護措置に関する審判事件及び後見等開始の審判の取消しの審判事件について、本文における提案とは異なり、裁判所は、日本において当該事件に係る成年被後見人等について後見等開始の審判があったときに限り、管轄権を有するものとする旨の規律とするか否かについては、引き続き検討をする。

(補足説明)

1 部会資料4-2の第1からの変更点

(1)本文①

外国でされた後見等開始の裁判が我が国において承認の対象となり得ることを前提とし、部会資料4-2の第1の本文において提案した規律と同じ規律を提案している。

(2) 本文②

「成年被後見人等である外国人の本国法によれば」（その者について成年後見等が開始される場合）という準拠法に関する要素を削除し、かつ、「当該外国人及びその財産の保護のために必要があるとき」に日本の管轄権を認める内容の規律を提案している（なお、全体について引き続き検討をすること（後記2(3)参照）を前提とする提案である。）。

2 検討すべき論点

(1) 保護措置に関する審判事件の管轄原因について（本文①）

ア 外国でされた後見等開始の裁判が承認され得るか否かについて

前記の承認がされ得るかという点について、これを否定する場合、我が国での保護措置に関する審判事件によってされる措置は、我が国において開始された成年後見等に係るものに限られることになるから、保護措置に関する審判事件について、本文①の三及び本文②（ただし、具体的な規律の在り方は、後述のとおり、引き続き検討を要する。）以外の管轄原因を設けることは不要となる。この点については、外国でされた後見等開始の裁判は、我が国でされた後見等開始の審判と異なり、我が国において（自動）承認されたとしても、現在、当然には公示の手段がなく（家事事件手続法第116条、家事事件手続規則第77条第1項参照）、また、保護措置に関する審判事件によってされる措置の中には、例えば、成年後見人に対する報酬の付与（家事事件手続法別表第1の13の項）、成年後見の事務の監督（同法別表第1の14の項）等、外国で開始された後見等を前提に日本で行うことになじまないものがあることなどを理由に、慎重に考えるべきであるとする意見があった。その一方で、前記の承認がされ得るかという点については、例えば、外国で選任された成年後見人が日本で訴えを提起する場合には、法定代理権を有しているとして訴えを提起すれば、その訴えの中で承認要件を満たすものかどうか判断されるのであって、外国裁判の承認一般の議論と同様に考えればよいとする意見もあった。

(参照条文)

○ 家事事件手続法

第一百六条 裁判所書記官は、次に掲げる場合には、最高裁判所規則で定めるところにより、遅滞なく、戸籍事務を管掌する者又は登記所に対し、戸籍の記載又は後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）に定める登記を嘱託しなければならない。ただし、戸籍の記載又は同法に定める登記の嘱託を要するものとして最高裁判所規則で定めるものに限る。

- 一 別表第一に掲げる事項についての審判又はこれに代わる裁判が効力を生じた場合
- 二 (略)

○ 家事事件手続規則

(後見登記法に定める登記の嘱託・法第一百六条)

第七十七条 法第一百六条第一号の審判又はこれに代わる裁判であって、同条ただし書の後見登記法に定める登記の嘱託を要するものとして最高裁判所規則で定めるものは、次に掲げる審判及びこれに代わる裁判とする。

- 一 後見開始、保佐開始又は補助開始の審判及びその取消しの審判
- 二 成年後見人、成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人（以下「成年後見人等」という。）の選任の審判
- 三 任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任の審判並びに任意後見監督人が欠けた場合及び任意後見監督人を更に選任する場合における任意後見監督人の選任の審判
- 四 成年後見人等又は任意後見監督人の辞任についての許可の審判
- 五 成年後見人等、任意後見監督人又は任意後見人の解任の審判
- 六 成年後見人等又は任意後見監督人の権限の行使についての定め及びその取消しの審判
- 七 保佐人又は補助人の同意を得なければならない行為の定め及びその取消しの審判
- 八 保佐人又は補助人に対する代理権の付与の審判及びその取消しの審判

2～5 (略)

保護措置に関する審判事件の国際裁判管轄については、現行法上、明文の規定が存在せず、外国でされた後見等開始の裁判が承認され得るかという点は解釈に委ねられている。

イ 本文①の提案について

外国でされた後見等開始の裁判が承認され得るかという点について、これを肯定する場合に一又は二の管轄原因に基づき我が国の管轄が認められ得ることを前提とする本文における提案による場合、外国でされた後見等開始の裁判を前提として我が国の裁判所に保護措置に関する審判事件の申立てがされることがあり得る。この場合、当該事件について我が国の国際裁判管轄が肯定され、かつ、当該外国裁判が承認要件を満たすと判断されたとしても、上記申立てに係る具体的な保護措置の類型によっては、我が国でこれを行うことが不可能ないし不相当であり実務上困難を生じるとの意見があった。しかし、そのような場合は、事案の性質を考慮するなどして特別の事情による申立ての却下をすることができるのであれば（注）、上記実務上の困難を回避することは可能であると考えられる。

（注）財産権上の訴えについては、民事訴訟法第3条の9が、特別の事情による訴えの却下について規定しているところ、同条に関する立案担当者の解説によれば、同条に掲げられた考慮要素のうち、「事案の性質」とは、請求の内容、契約地、事故発生地等の紛争に関する客観的な事情を含むものと考えられると説明されている。

ウ 保護措置に関する審判事件について

本文における提案とは異なり、後見等開始及び後見等開始の審判の取消しの各審判事件については甲案と同じ規律を設けることとしつつ、保護措置に関する審判事件の管轄原因を、「日本において、当該事件に係る成年被後見人等について後見等開始の審判があったとき」のみとする、次のような内容の規律を設けることも考えられる。

【試案】

- (1) 裁判所は、後見等開始及び後見等開始の審判の取消しの各審判事件について、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。
 - 一 成年被後見人等となるべき者又は成年被後見人等の住所又は居所が日本国内にあるとき
 - 二 成年被後見人等となるべき者又は成年被後見人等が日本人であるとき
- (2) 裁判所は、保護措置に関する審判事件について、日本において当該事件に係る成年被後見人等について後見等開始の審判があったときは、管轄権を有するものとする。

外国でされた後見等開始の裁判が我が国で承認され得るか否かについては、部会において、積極・消極の両意見があったが、上記試案は、外国でされた後見等開始の裁判が承認され得るかという点につき消極説に立つことを前提とするものではなく、積極・消極の両方の立場から主張し得るものと考えられる。すなわち、上記の点を消極に解する立場からは、上記試案の(2)及び後に検討する本文②に該当する場合を除き、我が国は保護措置に関する審判事件の管轄権を有しないという規律を採用することに障害がなく、上記試案はそのことに沿う規律であるということになる。他方で、上記の点を積極に解する立場からであっても、保護措置に関する審判事件については、その前提となる後見等開始の裁判との連続性などを理由として、後見等開始の審判がされた国にのみ管轄を認めることとすることができるとも考えられ、結論において、上記試案の(2)及び後に検討する本文②に該当する場合を除き、我が国は保護措置に関する審判事件の管轄権を有しないとする上記試案を採用することができるものと考えられる。

以上を踏まえ、外国でされた後見等開始の裁判が承認され得るかという点については引き続き解釈に委ねるものとする事及びそれを踏まえた保護措置に関する審判事件の国際裁判管轄の具体的な規律の在り方について、どのように考えるか。

(参考) 本文①に替えて上記試案のような規律を設けることとする場合、上記試案の(2)における管轄原因に服せしめる具体的な事件類型についても検討を要する。

(2) 後見等開始の審判の取消しの審判事件について

後見等開始の審判の取消しの審判事件は、①成年後見等自体を終了させるものであることから、成年後見人等の解任などの保護措置とは異なるものと考えられる一方、②後見等開始の審判後に後見等の開始の原因が消滅した場合に当該審判を取り消すものであることから、保護措置と同様、後見等開始の審判により行為能力を制限された者を（行為能力を回復させるという点で）保護するための措置であると考えられる余地もある。仮に上記②のように考える場合には、保護措置に関する審判事件に、後見等開始の審判の取消しの審判事件も含めて、管轄の規律を設けることが考えられるが、この点につきどのように考えるか。

(参考) 部会においては、外国でされた後見等開始の裁判が承認され得るかという点について、これを肯定する場合に関し、当該裁判の後に、日本にいる成年被後見人等が判断能力を回復したときに、日本の裁判所において当該後見等開始の裁判の取消しをすることができるか否かについて意見が出された（なお、国内管轄については、「後見等開始の審判の取消しの審判事件」と「保護措置に関する審判事件」とは同じ規律とされている。家事事件手続法第 117 条第 2 項、第 128 条第 2 項、第 138 条第 2 項参照）。「後見等開始の審判の取消しの審判事件」については、本文の提案においては「保護措置に関する審判事件」に含まれないことを前提としているところ、仮に含まれるとした場合であっても、外国でされた後見等開始の裁判の承認において、承認の要件の 1 つである「公序」の基準時を外国裁判時ではなく承認時を基準とすれば、当該外国裁判を承認しないことにより適切な解決を図ることができる旨の指摘があった。

(参照条文)

○ 家事事件手続法

(管轄)

第一百七条 後見開始の審判事件（別表第一の一の項の事項についての審判事件をいう。次項及び次条第一号において同じ。）は、成年被後見人となるべき者の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

2 成年後見に関する審判事件（別表第一の一の項から十六の項までの事項についての審判事件をいう。）は、後見開始の審判事件を除き、後見開始の審判をした家庭裁判所（抗告裁判所が後見開始の裁判をした場合にあつては、その第一審裁判所である家庭裁判所）の管轄に属する。ただし、後見開始の審判事件が家庭裁判所に係属しているときは、その家庭裁判所の管轄に属する。

(管轄)

第二十八条 保佐開始の審判事件（別表第一の十七の項の事項についての審判事件をいう。以下同じ。）は、被保佐人となるべき者の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

2 保佐に関する審判事件（別表第一の十七の項から三十五の項までの事項についての審判事件をいう。）は、保佐開始の審判事件を除き、保佐開始の審判をした家庭裁判所（抗告裁判所が保佐開始の裁判をした場合にあつては、その第一審裁判所である家庭裁判所）の管轄に属する。ただし、保佐開始の審判事件が家庭裁判所に係属しているときは、その家庭裁判所の管轄に属する。

(管轄)

第三十六条 補助開始の審判事件（別表第一の三十六の項の事項についての審判事件をいう。以下同じ。）は、被補助人となるべき者の住所地を管轄する家庭

裁判所の管轄に属する。

- 2 補助に関する審判事件（別表第一の三十六の項から五十四の項までの事項についての審判事件をいう。）は、補助開始の審判事件を除き、補助開始の審判をした家庭裁判所（抗告裁判所が補助開始の裁判をした場合にあつては、その第一審裁判所である家庭裁判所）の管轄に属する。ただし、補助開始の審判事件が家庭裁判所に係属しているときは、その家庭裁判所の管轄に属する。

（参考）外国でされた後見等開始の裁判が承認され得るかという点について、これを否定しない場合、後見等の登記（後見登記等に関する法律（平成 11 年法律第 152 号）参照）の利用等、公示の制度を考えることが必要となるのではないかと、仮にこのような公示の制度が導入されれば、上記裁判の承認がされた場合に、我が国において後見等開始の裁判の取消しが一層問題となるのではないかと、との指摘があった。

(3) 本人保護の必要性を考慮した管轄原因について（本文②）

本人保護の必要性を考慮した管轄原因を設けることについては、成年後見等に関する審判事件について、法の適用に関する通則法第 35 条第 2 項第 1 号の文言を踏まえた規律の提案（部会資料 4-2 の第 1 参照）に対しては、消極的な意見が大勢を占めた。

仮に上記のような管轄原因を設ける場合、その具体的な規律の在り方については、要素として「日本に管轄を認める必要性があること」が含まれることにつき異論はなかったものの、「必要性」をそのまま要件とすることは、抽象的であつて裁判所における判断が困難となるといった指摘もあつた。また、部会資料 4-2 の第 1 における提案のうち、「当該外国人の本国法によれば」（その者について後見等が開始する原因がある場合）の部分については、必要性を表すことができているのか疑問であること、実務上の主張立証が困難であること等を理由に、管轄原因の要素とすることに消極的な意見が出された。

本文②は、以上の議論の状況を踏まえて改めて提案をするものであるが、本人保護の必要性を考慮した管轄原因の要否、その具体的な内容や当該管轄原因に服せしめる具体的な事件類型について、どのように考えるか。

第 2 未成年後見関係事件の国際裁判管轄

- ① 裁判所は、未成年後見に関する審判事件（注 1）について、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。

- 一 未成年被後見人の住所又は居所が日本国内にあるとき
- 二 未成年被後見人が日本人であるとき
- 三 日本において未成年後見人の選任の審判があったとき

② 裁判所は、①に規定する場合のほか、未成年である外国人について、日本における未成年後見の事務を行う者がなく、当該外国人又はその財産の保護のために必要があるときは、未成年後見に関する審判事件について、管轄権を有するものとする。(注2)

(注1) 単位事件類型としての「未成年後見に関する審判事件」とは、養子の離縁後に未成年後見人となるべき者の選任、未成年後見人の選任、未成年後見人の辞任についての許可、未成年後見人の解任、未成年後見監督人の選任、未成年後見監督人の辞任についての許可、未成年後見監督人の解任、未成年後見に関する財産の目録の作成の期間の伸長、未成年後見人又は未成年後見監督人の権限の行使についての定め及びその取消し、未成年被後見人に関する特別代理人の選任、未成年後見人又は未成年後見監督人に対する報酬の付与、未成年後見の事務の監督、第三者が未成年被後見人に与えた財産の管理に関する処分並びに未成年後見に関する管理の計算の期間の伸長の各審判事件(家事事件手続法別表第1の70の項から83の項まで)をいう。なお、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

(注2) 本文②のような規律の要否及びその内容については、引き続き検討をする。

(注3) 未成年後見に関する審判事件に含まれる特定の類型の事件について、本文における提案とは異なり、裁判所は、日本において、当該事件に係る「養子の離縁後に未成年後見人となるべき者の選任の審判」又は「未成年後見人の選任の審判」があったときは、管轄権を有するものとする旨の規律とするか否かについては、引き続き検討することとする。

(補足説明)

1 部会資料4-2第2からの変更点

(1) 本文①

部会資料4-2の第2の本文において提案した規律と同じ規律を提案している。

(2) 本文②

「本国法によればその者について未成年後見が開始する原因がある場合

であって」の前の「未成年被後見人である外国人の」を削除した。また、本文②のような管轄原因を設けることに否定的な意見があったことや成年後見等に関する審判事件に関する議論の状況に照らして提案をしている（なお、引き続き検討をすること（後記2(3)参照）を前提とした提案である。）。

2 検討すべき論点

(1) 未成年後見関係事件の単位事件類型について

未成年後見関係事件については、本文における提案同様、子の監護又は親権に関する審判事件（ただし、子の監護に要する費用の分担に関する処分の審判事件を除く。）とは別の単位事件類型として管轄原因を考えるのが妥当であるとする意見があった一方で、子の監護又は親権に関する審判事件（ただし、子の監護に要する費用の分担に関する処分の審判事件を除く。）と管轄原因を過不足なく一致させておくべきであるとする意見もあったところ、同事件に関する議論も踏まえ、独立した単位事件類型とすることによいか。

(2) 本文①について

ア 管轄原因相互の関係について

管轄原因の間で優先劣後を設けることないし管轄原因相互の関係が調整されるような規定ぶりを考慮すべきであるとする意見があったが、このような規律を設ける必要性やその具体的内容についてどのように考えるか。

イ 本国管轄について

本文①の二の本国管轄については、これを設ける必要がないとする意見もあったが、本国管轄の要否について、どのように考えるか。

ウ 未成年後見に関する審判事件のうち養子の離縁後に未成年後見人となるべき者の選任及び未成年後見人の選任の各審判事件を除く審判事件の管轄原因について

前記第1の成年後見等関係事件における本文①の試案（前記第1の2(1)ウ参照）を参考に、未成年後見関係事件についても、上記試案と同様の規律を設けることも考えられる。もっとも、単位事件類型としての未成年後見に関する審判事件は、成年後見等関係事件とは異なり、後見等開始の審判事件及び後見等開始の審判の取消しの審判事件に相当する事

件を含まない。そこで、成年後見等関係事件における保護措置に関する審判事件の管轄原因については、養子の離縁後に未成年後見人となるべき者の選任及び未成年後見人の選任の各審判事件については本文と同じ規律を設けることとしつつ、未成年後見等に関する審判事件のうち上記各審判事件を除く審判事件の管轄原因を、「日本において、当該事件に係る『養子の離縁後に未成年被後見人となるべき者の選任の審判』又は『未成年後見人の選任の審判』があったとき」のみとする次のような内容の規律を設けることが考えられる。

【試案】

- (1) 裁判所は、養子の離縁後に未成年後見人となるべき者の選任及び未成年後見人の選任の各審判事件について、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。
 - 一 未成年被後見人の住所又は居所が日本国内にあるとき
 - 二 未成年被後見人が日本人であるとき
- (2) 裁判所は、未成年後見に関する審判事件（ただし、(1)に規定する審判事件を除く。）について、日本において、当該事件に係る養子の離縁後に未成年後見人となるべき者の選任の審判又は未成年後見人の選任の審判があったときは、管轄権を有するものとする。

成年後見等関係事件における議論も踏まえ、未成年後見関係事件に関し、本文①に替えて上記試案のような規律を設けることについて、どのように考えるか。

(参考) 本文①に替えて上記試案のような規律を設けることとする場合、上記試案の(2)における管轄原因に服せしめる具体的な事件類型についても検討を要する。

(3) 本人保護の必要性を考慮した管轄原因について（本文②）

本人保護の必要性を考慮した管轄原因については、部会資料4の2の第2の②の提案内容では、管轄が認められる場合が広くなりすぎるとする意見があった。その上で、このような管轄原因を設けるのではなく、住所地・居所地管轄（本文①の一参照）及び緊急管轄によって対応すべきであるとする意見があった一方で、「子の保護の必要があるとき」といった管轄原因を設けるべきであるとする意見もあった。もともと、単に保護の必要性を条文化するのみでは、実務上、基準として不明確であるとの指摘もあった。

以上を踏まえ、本人保護の必要性を考慮した管轄原因の要否、その具体

的内容及び当該管轄原因に服せしめる具体的な事件類型について、どのように考えるか。

第3 任意後見関係事件の国際裁判管轄

裁判所は、任意後見に関する審判事件（注1）について、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。

一 本人（任意後見契約の委任者をいう。以下同じ。）の住所又は居所が日本国内にあるとき

〔二 本人が日本人であるとき〕

〔三 日本で任意後見契約の登記がされている場合であり、かつ、任意後見受任者又は任意後見人の住所又は居所が日本国内にあるとき〕

（注1）単位事件類型としての「任意後見に関する審判事件」とは、任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任、任意後見監督人が欠けた場合における任意後見監督人の選任、任意後見監督人を更に選任する場合における任意後見監督人の選任、後見開始の審判等の取消し、任意後見監督人の職務に関する処分、任意後見監督人の辞任についての許可、任意後見監督人の解任、任意後見監督人の権限の行使についての定め及びその取消し、任意後見監督人に対する報酬の付与、任意後見人の解任並びに任意後見契約の解除についての許可の各審判事件（家事事件手続法別表第1の111の項から121の項まで）をいう。なお、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

（注2）任意後見に関する審判事件に含まれる特定の種類の事件について、本文における提案とは異なり、裁判所は、日本において、当該事件に係る「任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任」、「任意後見監督人が欠けた場合における任意後見監督人の選任」又は「任意後見監督人を更に選任する場合における任意後見監督人の選任」の審判があったときは、管轄権を有するものとする旨の規律とするか否かについては、引き続き検討することとする。

（補足説明）

1 部会資料4-2の第3からの変更点

(1) 本文の二

部会資料4-2の第3と同じく、「本人が日本人であるとき」を管轄原因とする内容の規律を提案している（なお、引き続き検討すること（後記2(1)参照）を前提とした提案である。）。

(2) 本文の三

部会資料4-2の第3で提案した管轄原因に加え、本文の三として「わが国で任意後見契約の登記がされている場合であり、かつ、任意後見受任者又は任意後見人の住所又は居所が日本国内にあるとき」に管轄を認める内容の規律を提案している（なお、引き続き検討すること（後記2(2)参照）を前提とした提案である。）。

2 検討すべき論点

(1) 本国管轄について（本文の二）

「本人が日本人であるとき」を管轄原因とすることについては、任意後見が法定後見と異なり契約に基づく制度であることから、疑問を呈する意見があった。任意後見の有する後見としての性質をどの程度重視するかに関わる議論であるものと考えられるが、本国管轄の要否につきどのように考えるか。

(2) 任意後見契約の登記がされている場合について（本文の三）

我が国で任意後見契約の登記がされている場合については、実務上、外国人を本人とする任意後見契約であっても当該登記ができるものとされている以上、任意後見に関する審判事件についても我が国の管轄を認めるべきであるという意見があった一方で、任意後見に関する審判事件は本人の住所地又は居所地に管轄を認めるのが原則であり、任意後見契約の登記がされているといっても、本人が日本に住所も居所も有していないのであれば、上記審判事件につき管轄を認めるのではなく、本人の保護は住所又は居所を有する外国における法定後見などの制度で対応されるべきという意見もあった。

また、我が国において任意後見契約の登記がされているとしても、本人（任意後見契約法第2条第2号）、任意後見受任者（同条第3号）又は任意後見人（同条第4号）のいずれの住所又は居所も日本国内にない場合については、任意後見監督人の選任後に、当該任意後見契約に基づき、任意後見人が、当該登記がされていることが公示としての意味をもつような任意後見契約に基づく事務をすることは想定し難いと考えられることができる。本文の三は、このような認識に基づき管轄原因を提案しているものであるが、このような規律を設けることにつき、どのように考えるか。

- (3) 任意後見に関する審判事件のうち、任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任、任意後見監督人が欠けた場合における任意後見監督人の選任及び任意後見監督人を更に選任する場合における任意後見監督人の選任の各審判事件を除く審判事件について

成年後見等関係事件における保護措置に関する審判事件の国際裁判管轄については、「日本において、当該事件に係る成年被後見人等について後見等開始の審判があったとき」のみを管轄原因とすべき事件類型の有無について、議論があるところ（前記第1の2(1)ウ参照）、この議論と同じく、任意後見に関する審判事件のうち特定の事件類型については、任意後見監督人を選任した裁判所のある国に管轄が認められるべきであるとの意見があった。

成年後見等関係事件における保護措置に関する審判事件の国際裁判管轄の議論を参考に、任意後見に関する審判事件のうち、任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任、任意後見監督人が欠けた場合における任意後見監督人の選任及び任意後見監督人を更に選任する場合における任意後見監督人の選任の各審判事件を除く審判事件について、「日本において、当該事件に係る任意後見監督人の選任の審判があったとき」を管轄原因とする次のような内容の規律を設けることの是非について、どのように考えるか。

【試案】

- (1) 裁判所は、任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任、任意後見監督人が欠けた場合における任意後見監督人の選任及び任意後見監督人を更に選任する場合における任意後見監督人の選任の各審判事件について、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。

一 本人（任意後見契約の委任者をいう。以下同じ。）の住所又は居所が日本国内にあるとき

〔二 本人が日本人であるとき〕

〔三 わが国で任意後見契約の登記がされている場合であり、かつ、任意後見受任者又は任意後見人の住所又は居所が日本国内にあるとき〕

- (2) 裁判所は、任意後見に関する審判事件のうち、任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任、任意後見監督人が欠けた場合における任意後見監督人の選任及び任意後見監督人を更に選任する場合における任意後見監督人の選任の各審判事件を除く審判事件について、

日本において、当該事件に係る任意後見監督人の選任の審判があったときは、管轄権を有するものとする。

(参考) 本文に替えて上記試案のような規律を設けることとする場合、上記試案の(2)における管轄原因に服せしめる具体的な事件類型についても検討を要する。

(4) 任意後見契約に関する法律（平成 11 年法律第 150 号）が規定する審判事件のみに関する国際裁判管轄の規律を設けることについて

本文は、外国法において「任意後見に関する審判事件」に相当するものと解されるものを含む事件類型について、管轄原因を規律する提案である。これとは異なり、本文における管轄原因に服せしめる具体的な事件類型を、我が国の任意後見契約に関する法律が規定する審判事件に限る旨の規定とすることにつき、どのように考えるか。

(参考) 仮にこのような内容の規定を設ける場合、外国法において「任意後見に関する審判事件」に相当するものと解されるものの国際裁判管轄は、解釈に委ねられることになる。